

変更届

登録を受けた後、次表に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付して、浄化槽工事業登録事項変更届出書（様式第7号）を、変更のあった日から30日以内に、登録を受けた都道府県知事に提出しなければなりません（法第25条、登録規則第8条）。

法人	個人	変更事項	添付書類
		氏名又は名称	住民票の抄本又はこれに代わる書面
		名称	登記簿謄本
		住所	住民票の抄本又はこれに代わる書面
		住所	登記簿謄本
		代表者の氏名	登記簿謄本
		営業所の名称及び所在地	なし
		営業所の名称及び所在地	商業登記の変更を必要とするばあいには登記簿謄本
		役員の氏名	登記簿謄本 新たに役員となる者がある場合には誓約書（様式第2号）及び当該役員の略歴書（様式第3号）
		浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の 浄化槽設備士免状の写しまたは 浄化槽設備士証の写し 略歴書（様式第4号） 住民票の抄本 又はこれに代わる書面

・住民票の抄本に代わる書面とは、外国人登録証明書など